

ひとり親家庭等医療費助成制度の改正内容について

1. 助成対象の拡充

これまで、ひとり親家庭等医療費助成では入院時の医療費が助成対象でしたが、平成28年10月1日から児童の通院費も助成対象に加えられます。

○変更後の助成対象について (補かけ部分が今回変更部分)

	ひとり親家庭の 父母	ひとり親家庭 の児童	父母のない児童
入院	助成対象 一部自己負担なし	助成対象 一部自己負担なし	
通院	助成対象外	助成対象 一部自己負担なし	

※一部自己負担について

- ・診療報酬明細書ごとに1,000円を限度に受給者が負担します。
- ・院外処方箋により薬を処方された場合、薬局での一部自己負担は生じません。

2. 受給者証及び公費負担者番号の変更

市町村から「ひとり親家庭等医療費受給者証」が、新たに交付されます。

	変更前	変更後
受給者証	児童心身障害がい者等医療費受給者証 (ひとり親家庭の父母等用)	ひとり親家庭等医療費受給者証
公費負担者 番号	「46」で始まる8桁の番号	「460」で始まる9桁の番号

3. 医療機関の皆様へお願い

貴医療機関に「ひとり親家庭等医療費受給者証」をお持ちの方が診察を受けられた場合には、次のようにご対応いただくようお願いいたします。

児童の通院 : 一部自己負担額の1,000円を限度に請求してください。
1,000円を超える医療費自己負担分はレセプトにより審査支払機関に請求してください。

父母の通院 : ひとり親家庭等医療費助成は適用されません。従来どおりに対応してください。

入院 : 食事療養費を本人に請求してください。

(父母・児童) : 食事療養費以外の医療費自己負担分はレセプトにより審査支払機関に請求してください。

※乳幼児等(はぐくみ)医療費助成との関係

通院の際には、乳幼児等医療費助成を優先してください。

例えば、児童が、乳幼児等医療とひとりの親家庭等医療の両方の受給者証を持っている場合、通院の際には、乳幼児等医療の一部自己負担額がひとりの親家庭医療の一部自己負担額より少額となりますので、乳幼児等医療費受給者証の提示を受けるようにしてください。

お問い合わせ先 徳島県県民環境部次世代育成・青少年課 子ども・子育て支援室
電話 088-621-2181

ひとり親家庭等医療費助成制度の改正について

平成28年10月1日より、ひとり親家庭等医療費助成が児童の通院も対象となり、それに伴い新たな公費負担番号が設定されました。各市町村の公費負担者番号は、下表のとおりです。

市町村名	公費負担者番号	市町村名	公費負担者番号
徳島市	49360019	藍住町	49360258
鳴門市	49360027	板野町	49360266
小松島市	49360035	上板町	49360274
阿南市	49360043	吉野川市	49360514
勝浦町	49360050	阿波市	49360522
上勝町	49360068	美馬市	49360530
佐那河内村	49360076	三好市	49360548
石井町	49360084	つるぎ町	49360613
神山村	49360092	那賀町	49360621
牟岐町	49360191	東みよし町	49360639
松茂町	49360233	美波町	49360647
北島町	49360241	海陽町	49360654

～保険医療機関及び保険薬局の皆様へ～

- ・入院の助成対象については、従来と変更は無く、一部負担はありません。
- ・通院の助成については、児童のみが対象で、父母は対象外です。
- ・通院の一部負担金は、診療報酬明細書ごとに1,000円を限度に受給者が負担します。
- ・院外処方箋により薬を処方された場合、薬局での一部負担金は生じません。

通院の際には、乳幼児等医療費助成を優先してください

乳幼児等医療と、ひとり親家庭等医療費の両方の受給者証を持っている場合、通院の際には、乳幼児等医療の一部負担額がひとり親家庭医療の一部負担額より少額となりますので、乳幼児等医療費受給者証の提示を受け、乳幼児等医療費を優先して請求します。